韮デ第19号
令和7年5月 26日

地区長(組長) 各位

韮崎市長 内 藤 久 夫
(公 印 省 略)

空き家バンク登録促進へのご協力について(依頼)

平素より、空き家対策へのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市では、空き家を有効的に活用して移住・定住の促進や地域活性化の資源とするため、**利用可能な物件について「空き家バンク」への登録を推進しております。**

毎年、固定資産税納税義務者へのアプローチや相談会等を行っておりますが、引き続き空き家バンクへの登録を促進したいと考えております。

つきましては、地区(自治会)の皆様より、市へ**空き家の情報をお知らせいただき、空き家バンクへの登録促進にご協力いただきたくお願い申しあげます。**

なお、空き家バンク制度には、下表のとおり各種支援があり、地区からの物件の情報提供により、空き家バンクへの登録に至った場合には、地区(自治会)においても奨励金が支給されますので、所有者の情報を積極的にお知らせいただきますようお願いいたします。

【各種支援】

支援名	支給先	内容	補助額／件
登録推進地区協力奨励金	地区(自治会)	登録時成功報酬	２万円(詳細裏面)
登録者支援補助金	空き家所有者	登記関係経費を補助	(対象経費の1／2補助) 最大10万円
成約者支援補助金	成約者	仲介手数料・引越し費用を補助	
リフォーム補助金	空き家所有者または成約者	リフォーム工事費用を補助	(対象経費の1／2補助) 最大100万円
家財等処分補助金		家財処分費用を補助	(対象経費の1／2補助) 最大10万円
解体工事補助金		解体及び除去を行うときの工事費用	(対象経費の1／2補助) 最大 100 万円
成約時祝金	空き家所有者	登録物件が成約になった際の奨励金	10万円

【空き家バンク制度について】

市内に空き家があり売りたい・貸したいと思っている方と、韮崎市に住むために、空き家を買いたい・借りたいとお考えの方との橋渡しを行う制度です。

過去実績(H19～R6年度)・・・登録物件数　251件／成約物件数　158件

【空き家バンク登録促進地区協力奨励金】

地区(自治会)が積極的に地域の空き家の利活用につながる活動に取り組み、地域内の空き家が空き家バンクに登録された場合、その自治会に対し韮崎市空き家バンク登録促進地区協力奨励金(以下「奨励金」という。)を支給します。

空き家発見から空き家バンクへの登録手順

地区(自治会)

①　空き家発見

②　空き家に関する情報収集

③　空き家の情報を市へお知らせ(地区長様へ配布済みの空き家情報様式)

以下のいずれかについて、情報提供をお願いします。

市　④　③をもとに所有者へ空き家バンク制度説明

⑤　地区へ経過報告

地区(自治会)と市双方から

⑥ 空き家バンク登録交渉

地区を通じて登録物件掘り起こし後に、**空き家バンクへ登録された場合のみ**

地区(自治会)へ「登録促進地区協力奨励金」2万円 を支給します。

空き家バンク制度のご案内・空き家個別相談会について、
詳しくは市 HP でご確認ください　⇒

■お問い合わせ先

デジタル戦略課　地域戦略担当　電話　0551-45-9173

あなたの空き家を誰かの我が家にしませんか？

韮崎（にらさき）市 空き家バンク

空き家を
「売りたい・貸したい」
と思ったら、
まずはご相談ください。

◆登録までのステップ◆

市役所にて申し込み ⇒ 現地調査（物件立ち会い） ⇒ 登録完了 ⇒ インターネットに公開

◆支援一覧◆

増額しました

令和7年度は2倍！

補助金種類	対象者	対象経費	金額
解体補助金	所有者または成約者	解体工事費用の半額補助	最大100万円
リフォーム補助金	所有者または成約者	リフォーム工事費用の半額補助	最大100万円
家財処分補助金	所有者または成約者	家財処分費用の半額補助	最大10万円
登録者支援補助金	所有者	登記関係経費の半額補助	最大10万円
成約者支援補助金	成約者	仲介手数料・引越し費用の半額補助	最大10万円
成約時祝金	所有者	登録物件が成約になった際の祝金	一律10万円

お問い合せ先
韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当
☎：0551-45-9173
FAX：0551-22-8479
メール：digital@city.nirasaki.lg.jp
受付時間/平日8時30分～17時15分

空き家バンクについて▼

その空き家どうするの？

令和７年度 韮崎市 空き家相談会

市内不動産事業者・司法書士・韮崎市空き家バンク担当者が、空き家に関するご相談をお受けします。※韮崎市に空き家・空き地（宅地）をお持ちの方が対象です。

相談料無料・3日前までにお申し込みください

①6月14日（土）14時～16時　韮崎市民交流センターニコリ
②8月29日（金）15時～17時　韮崎市役所　会議室
③9月13日（土）14時～16時　韮崎市民交流センターニコリ
④1月24日（土）14時～16時　韮崎市民交流センターニコリ

4市合同・不動産所有者セミナー

韮崎市・甲斐市・南アルプス市・北杜市に空き家をお持ちの方の、
不動産所有者セミナー・個別相談会を開催します！

■日時 11月15日（土）13時～16時　■場所 韮崎市民交流センターニコリ

山梨県宅建協会より講師をお招きし、空き家の利活用について講演いただく予定です。
詳細が決まりましたら各市ホームページにてお知らせします。

お申し込み　韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当
☎：0551-45-9173
FAX：0551-22-8479
メール：digital@city.nirasaki.lg.jp
受付時間/平日8時30分～17時15分

こちらの用紙は、組長様に配布いただき、区で取りまとめて市へ提出願います。

空き家情報はこちらへ
韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当
電話　0551-22-1111（内線３５８）
FAX　0551-22-8479
お越しの際は、市役所３階へお願いします。

空き家情報

空き家について、情報提供をお願いします。
赤字部分は、地区でご記入ください。

R7年9月9日

地区（自治会）名	■■自治会	
地区（自治会）長名	韮崎　太郎	
空き家所在地	■■町△△　１２３４番地	
空き家所有者	所有者名	家森　守　　（息子） （旧所有者：家森　進　）
	連絡先 **（電話又は住所どちらか必須）**	042-△△△△-２５００ 神奈川県〇〇市□□１２３４番地
	所有者への連絡	連絡日　R7年8月２０日
MEMO	ご自由にお書きください。 例） 息子の守さんに電話連絡をして市から今後連絡が行く旨を話した。 外観からは住めそうな物件であるので、今後、市と空き家バンクへの登録をすすめていく。	

名前が不明な場合、旧所有者との続柄でも可

空き家情報はこちらへ

韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当
電話　0551-45-9173
FAX　0551-22-8479

お越しの際は、市役所３階へお願いします。

空き家情報

空き家について、情報提供をお願いします。

年　　月　　日

地区（自治会）名		
地区（自治会）長名		
空き家所在地		
空き家所有者	所有者名	（旧所有者：　　）
	連絡先 **（電話又は住所 どちらか必須）**	
	所有者への連絡	連絡日　　年　　月　　日
MEMO		

空き家情報はこちらへ

韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当

電話　0551-45-9173

FAX　0551-22-8479

お越しの際は、市役所３階へお願いします。

空き家情報

空き家について、情報提供をお願いします。

年　　月　　日

地区（自治会）名		
地区（自治会）長名		
空き家所在地		
空き家所有者	所有者名	（旧所有者：　　）
	連絡先 **（電話又は住所どちらか必須）**	
	所有者への連絡	連絡日　　年　　月　　日
MEMO		